

超重量車両通行に伴う橋梁の強度検討書の作成について

検討書の作成者は、橋梁設計業務における管理技術者と同等の能力と経験を有する技術者又はその技術者が所属する企業若しくは団体とする

- 橋梁設計業務における管理技術者と同等の能力と経験を有する技術者
- 技術士(総合技術監理部門又は建設部門の鋼構造物及びコンクリート)
 - 国土交通省登録資格のうち、部門「道路」、施設分野「橋梁」、業務「設計」に該当する資格を有する者(※)
 - 橋梁の構造に関する業務の経験年数が一定年数以上の技術者
 - ・ 大 学 卒 18年以上
 - ・ 短大・高専卒 23年以上
 - ・ 高 校 卒 28年以上
- } 資格証明書の
写しを提出す
ること
- } 経歴書を提出
すること
- 適用年月日
上記取扱いは、令和6年3月1日申請分から適用する。

(参考)

Q1.上記の※印に該当する資格は具体的にどのようなものですか。

- A1. ・シビルコンサルティングマネージャ(鋼構造物及びコンクリート)
・シビルコンサルティングマネージャ(土質及び基礎)
・建造物保全監理士(橋梁)
・上級土木技術者(橋梁)コース B
・1級土木技術者(橋梁)コース B

の5つの資格です(令和6.2.15現在)。なお、資格は追加・削除されることがあるため、国土交通省 HP 等でご確認ください。

Q2.建築士は上記の資格に該当しますか。

- A2.建築士というだけでは、上記の資格に該当しません。このため、検討書の作成者となるには、橋梁の構造に関する業務の経験年数が一定年数以上必要となります。
なお、建築士に限らず、上記に該当しない各種の資格については同様の取り扱いとなります。

連絡先
〒803-8501
北九州市小倉北区城内 1-1
北九州市都市整備局
道路部管理課台帳係特車担当
TEL 093-582-2206